

令和7年度からの多子世帯に対する授業料無償化について

◆令和7年4月より、こども未来戦略に基づき多子世帯の学生等に対して、授業料を国が定めた一定額（上限70万円/年額）まで減額・免除する制度が始まりました。

上記の内容は、高等教育の修学支援制度拡充の一環です。該当する方は、以下の内容を確認し申込手続きをご検討ください。

私立大学の場合、上限額は70万円（年間）と定められており、授業料の差額や授業料以外の費用（設備費や諸費等）は、納入していただく必要がありますのでご注意ください。

<高等教育の修学支援制度>

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

◆対象者

生計維持者（原則父母）の扶養する子どもが3人以上、かつ学生本人が生計維持者に扶養されていること

※確定済の前年以前の住民税課税情報により判定されます。

【例】・2025年春の手続期間に申込する場合：2023年12月31日時点の住民税の課税情報

・2025年秋の手続期間に申込する場合：2024年12月31日時点の住民税の課税情報

※生計維持者の配偶者（例：母）や親（祖父、祖母）は、扶養していても数に含めません。

※個別の事象については、奨学金担当までお問合せください。

※学力基準・入学時期による基準もあります。日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育の修学支援制度）と同じ基準となりますので、詳細は機構のHPをご確認ください。

<日本学生支援機構 給付奨学金（返済不要）>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

◆申込時期・手続について

高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構 給付奨学金・ならびに授業料減免申請）を所定の期間内にお申込みください。

受付期間は、年に2回（春：4月、秋：9月下旬～10月中旬）を予定しています。

書類提出・インターネット入力を経て、不備がなければ大学から日本学生支援機構へ推薦をします。不備なく順調に審査が進んだ場合、採用結果は春申込の場合は7月、秋申込の場合は12月にお知らせします。

大学学費については、所定の期日までに先に納入をお願いいたします。

採用となった場合は、減免相当額を学生本人口座へ後日還付振込いたします。

【学生支援課】